

本日、19日（水）ろう者や手話通訳者、手話サークル員の大人32人、ろう児4人が本会議の採決を傍聴しました。

すでに決まった事だと分かっているにもかかわらず、『聾学校』の最期が決められる瞬間を見届けようと、冷たい雨の降る中、ろうの子どもから老人までが議場に集いました。

「第24号議案」、それが『聾学校』の校名を永遠に失わせてしまう議案です。

私たちは小さな障害者団体ですが、今回だけは決して譲れません。県教委は共生を謳いながら、障害当事者の意見を聞くことはありませんでした。その強引な手法が本会議において認められてしまうのか、という不信感も募ります。いつもなら明るく元気な笑顔の見られる人たちの間に重苦しい雰囲気漂い、採決を待つばかりとなりました。

「校名変更」の議案は採択されましたが、みんなで、この事は決して忘れないようにしようと誓い合いました。

その後、山本事務局長が取材を3件受けました。

今週、東京のテレビ局で放送される予定があるそうです。

本会議傍聴の様子は以下の通りです。（聞き取れないところは空白になっています）

本会議 傍聴 3月19日（水）午前10:30～

1. 開議
2. 知事提出議案（第1号～第87号）の審議
 - （1）常任委員長報告
 - 総務委員会委員長
 - 企画空港委員会委員長
 - 県民委員会委員長
 - 厚生委員会委員長
 - 産業委員会委員長
 - 建設委員会委員長

文教警察委員会委員長（大場勝男）／

24号議案に対し聾学校を聴覚特別支援学校に校名変更することへの考え方に対し質したところ、当局から今回の校名変更は、学校教育法等の一部改正により、盲学校・聾学校などのいわゆる学校の作りである校種が無くなり特別支援学校に改められたことによるものである。「聾」という言葉は聴覚障害の一部を示す言葉であり、今回の改正では聾の人たちだけでなく難聴の方々も含めた幅広い聴覚障害者のための学校として、法律上無くなった「聾学校」から「聴覚特別支援学校」に名称変更することが適当であると考えていると言う答弁がありました。

校名変更に反対している聴覚障害者協会との話し合いの論点は何か質したところ、協会の

方々は、校名変更による教育現場での手話や聾文化の否定、及び他の障害の学校との統合による専門性への低下への懸念、或いは現在の校名への愛着などから校名変更に反対している。これまでの話し合いの中で、校名変更によって手話や聾文化を否定するものでないことや、学校の統廃合の計画は無く専門性は維持すると説明してきたが、理解を得られてない。教育委員会としては、校名への愛着や聾文化に対する誇りを大事にするためにも「聾」という言葉を何らかの形で残すことに配慮していきたいとの答弁がありました。

更に校名変更を来年4月1日に延ばすことはできないか質したところ、すでに法改正から一年が経過し、特別支援教育を行っている学校には、その専門性を発揮し小中学校に出向くなどの特別支援教育に対する取り組みは充実してきており、これからの取り組みを教育の場に明確に位置づけ一層推進する為にも、出来る限り早く校名は変更することが適当であるとの答弁がありました。

当委員会としては、聴覚障害者協会への最初の説明が、昨年12月20日であり話し合いのために十分な時間が取れなかった点について教育委員会に反省を求めると共に、今後は関係団体等と相互理解のもとにより良い教育の実現に向けて継続的に話し合うことを求めるものであります。

全員一致をもってそれぞれ可決すべきものとなりました。

(2) 常任委員長報告に対する質疑

花井征二(共産)/

24号議案の校名変更をめぐり、関係する聴覚障害者等の理解が得られずにいる問題について委員長から報告がありました。教育委員会としては校名への愛着や聾文化に対する誇りを大事にするためにも「ろう」という言葉を何らかの形で残すことに配慮するとの答弁があったということですが、具体的にはどういったことを意味しているのですか。また、委員会としては、話し合いの十分な時間が取れなかった点について、教育委員会に反省を求めると共に今後は関係団体等と相互理解のもとにより良い教育の実現に向けて継続的な話し合いを求めると報告されましたが、聾学校の校名変更に関しては延期し、同意を得るまでは校名変更しないと言う意味なのかどうか伺います。

大場勝男文教警察委員長/

「ろう」という言葉を何らかの形で残すことへの配慮について、当局からは例えば、学校の愛称で残すことやPTA等の名称にろうという言葉を使用してもらうことなどを考えるとの答弁がありました。

次に教育委員会に反省と継続的な話し合いを求めたのは、先ほどご報告申し上げたとおり、今後も関係団体等とより良い特別支援教育の実現を目指して話し合いを継続してもらいたいということであり、第24号議案は原案通り可決すべきものと決定したところであります。

(3) 討 論

花井 征二(共産)/

聴覚障害者の皆さんから反対の声がある聾学校の校名を聴覚特別支援学校に変更する案。文教警察委員会の委員長報告に提示されたように、関係団体への説明が遅く理解を得るのに充分な案でありますので、聾学校に於いてはこれを保留し関係者の皆さんの理解を充分得てから出し直すのが適当であります。よって本案には反対です。

谷 卓宜(公明)/

県立学校の一部の改正に関する条例について。静岡県聴覚障害者協会の皆さんから、聾学校の名称は変えるべきではないとの疑問の声が起こり、短期間に関わらず 28000 筆もの署名が知事・議会議長を受けいろいろ意見を出し合いました。すでに盲学校・聾学校・養護学校の名称は使わなくなり、特別支援学校に変わって一年が経過しています。環境の変化に対応すべく聴覚障害者の専門性を整える必要がある。また、関連団体の懸案であった手話教育の継続他の障害種の学校との統合が無いこと、聾学校の愛称や通称の使用も問題なく使える。この内容については県教委の取り付けました。これらをしたうえ会派としては文教警察の採択結果を支持する事に至った訳です。これまで、大切にしてきた名称を失う心情をよく理解していただいて、関係者の声を最大限に取り入れて聴覚に障害を持つ子どもたちへの尽力されるように強く要望するものです。

藤田 寛(平成 21)/

県立特別支援学校の校名変更に関し検討の経過と意見を申し上げます。校名変更については文教委員会でも熱心な審議が行われたようですが、在校生や卒業生、保護者や関係団体の皆様にとって慣れ親しんだ校名には深い愛着とすばらしい思い出がこめられていることは今更言うべきことではありません。また、校名変更に伴って、従来の盲・聾・養護教育が統合されるのではないかと、校名変更は教育内容変更への布石ではないかといった懸念を、関係者がお持ちになるのも校名の持つ重みに照らしたとき無理からぬことと私は考えます。したがって、平成 21 では、本件について慎重かつ精力的に検討を進め教育委員会に対し関係者などへの説明を十分に尽くし、拙速な対応とならないよう強く申し上げてきたところです。そして、最終的には先述した関係者が懸念を抱かれる点を中心とした申し入れ書を提出し、教育委員会より今回は配慮が行き届かなかった点を反省し、今後は校名変更を含む様々な教育環境の変更に際し、十分な時間を確保した上で県民理解の促進に努力する。特別支援学校の役割を再確認し、その専門性を確保した上で教育的ニーズに応じた指導の充実に努めるとの見解を書面にて回答を頂いたことにより賛成することに致した次第です。続いては、改めて障害の有無に関わらず、誰もが社会の一員として共に暮らし、活動する共生社会を目指して今後とも特別支援教育を推進されるよう希望するものです。

赤堀 佐代子(自民)/

静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例については、障害のある方への支援が総合的に

支援されていくという観点から、賛成するものでありますが、先ほどの委員長報告にもありました委員会の総意を十分に尊重し、今後関係者とより良い教育の実現に向けて取り組まれますよう要望します。

佐野 康輔議長/

(議案) 1号、69号、以上2点を一括採決します。

2号、12号、16号、18号、19号、**24号静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例**、36号、37号、39号、40号、43号、44号、47号、48号、49号、73号、以上16件を一括して採決します。本案はそれぞれ原案通り可決または同意することに賛成の方はご起立願います。起立多数と認めます。本案は原案通り可決または同意することに決定しました。